

## 第二管区海上保安本部公示第18号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年6月21日

第二管区海上保安本部長

山戸 義勝（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 秋田県秋田港湾事務所
- (2) 住 所 秋田県秋田市土崎西一丁目7番1号

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

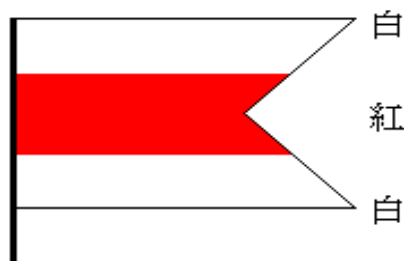
- (1) 区 域 秋田港内港地区（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和6年6月24日から  
令和6年9月10日（内7日間）

### 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域（秋田港内港地区）



